

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第

一四号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」、「きゆう師試験」、「歯科衛生士試験」、「診療放射線技師試験」、「歯科技工士試験」及び「柔道整復師試験」につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」、「きゆう師国家試験」、「歯科衛生士国家試験」、「診療放射線技師国家試験」、「歯科技工士国家試験」及び「柔道整復師国家試験」に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正

「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」及び「きゆう師試験」の名称をそれぞれ「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」及び「きゆう師国家試験」に改める。

第二 歯科衛生士法の一部改正

「歯科衛生士試験」の名称を「歯科衛生士国家試験」に改める。

第三 診療放射線技師法の一部改正

「診療放射線技師試験」の名称を「診療放射線技師国家試験」に改める。

第四 歯科技工士法の一部改正

「歯科技工士試験」の名称を「歯科技工士国家試験」に改める。

第五 柔道整復師法の一部改正

「柔道整復師試験」の名称を「柔道整復師国家試験」に改める。

第六 施行期日

この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。